

4.(会告)地域安全学会刊行物の著作権取り扱い変更について

平成 18 年 10 月
地域安全学会理事会

本会では「地域安全学会論文集」「地域安全学会梗概集(地域安全学会論文報告集)」などの刊行物に掲載された論文の著作権は著者に属し、本会は編集著作権を持つと規定しています。しかし昨今、学術情報公開方法の多様化が急速に進み、従来の規定だけでは十分に対応できない事態も予想され、本会に類似した規定を持つ他学会でも規定を見直す例が増えていることから、本会では下記のように刊行物掲載論文の著作権に関する規定を改めることになりました。

すでに査読付論文では 2004 年度から電子出版の一環として論文 CD を添付しており、本年秋に予定する 20 周年記念事業では過去の全掲載論文の電子アーカイブ化を済ませ、電子出版を企画しております。また、今後、論文等の目次や概要情報のデータベース化とウェブへの公開など、情報技術を活用した学術情報発信機能を充実させていく予定です。

このことから、本規定は今後の刊行物、並びに本会に蓄積されてきている既掲載論文等にも遡及して適用するものとします。

もし、ご自身の論文等に関して、特段の理由によりこの措置に不都合がある場合、2006 年 11 月末日までに、本会事務局まで書面にてお申し出いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1) 著者は掲載された論文等の「著作権」を本会に委託する。
- 2) 著者が自らの用途のために自分の掲載論文等を使用することについて制限はない。なお、論文等をそのまま他の著作物に転載する場合にはその旨を明記する。
- 3) 掲載された論文等の編集著作権、出版権は本会に帰属する。
- 4) 第三者から本会に対して、論文等の翻訳、図表の転載の許諾要請があった場合、著者に通知し許諾を求める。ただし既に本会会員として所属せず、連絡不能な場合はこの限りでない。
- 5) 著者は、本会または本会が許諾した者の利用に伴う変形については「同一性保持権」を行使しないものとする。
- 6) 論文等の内容が第三者の著作権を侵害するなど、第三者に損害を与えた場合は著者がその責を負う。
- 7) 論文等の著作権の使用に関して本会に対価の支払いがあった場合は、本会会計に繰り入れて、学会活動に有効に活用する。

用語の説明

「著作権」

著作権法第 21 条から 28 条に規定するすべての権利を含む。複製権、上演権及び演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権等、二次的著作物の利用に関する原著者の権利、をいう。

「同一性保持権」

著作権法第 20 条に規定する権利である。権利行使の制約により、学会が翻訳に伴う変形や、アブストラクトのみを抽出して編集利用を行うことが可能となる。